

第9章 監視計画

9.1. 事後調査を行うこととした理由

本事業においては、予測の不確実性が大きいおそれのある場合や効果の程度に係る知見が十分でない環境保全措置を講じる場合などについて、工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するため、事後調査を実施する。

また、事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減するものとする。

なお、事後調査は、「千葉県環境影響評価条例」（平成10年6月19日条例第26号）第39条に基づく調査である。

9.2. 事後調査の項目及び方法

9.2.1. 工事の実施

工事の実施における事後調査の項目及び方法等は、表9.2.1に示すとおりである。

9.2.2. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用における事後調査の項目及び方法等は、表9.2.2に示すとおりである。

9.2.3. 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、その原因を究明したうえで、必要な措置を講じるものとする。

9.3. 事後調査の結果の公表

事後調査の結果については、事後調査の進捗状況に応じて、東金市外三市町清掃組合のホームページにおいて公表する。

9.4. 事後調査の実施主体等

事後調査については、東金市外三市町清掃組合が実施する。

表9.2.1(1) 工事の実施における事後調査の項目及び方法等

調査項目				調査方法等		
環境要素	活動要素	対象項目	選定理由	調査地点	調査方法	調査期間
大気質	樹林の伐採、切土又は盛土、仮設工事、基礎工事、施設の設置工事	粉じん(降下ばいじん)	予測の不確実性の補完 ^{注)}	現地調査地点のうち1地点	重量法(ダストジャーによる採取)	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1ヶ月
水質	切土又は盛土、仮設工事、基礎工事	濁度、水素イオン濃度	降雨時に発生する濁水について、環境保全措置の効果の確実性の確保	濁水処理施設排水地点	濁度計及び水素イオン濃度計による調査	施工期間中の濁水排水時に連続的に監視
		浮遊物質	同上	同上	浮遊物質質量については、濁度を指標として、相関関係から濃度を把握する方法	施工期間中の濁水排水時に連続的に濁度を監視
		浮遊物質、水素イオン濃度	同上	現地調査地点の5地点	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環告第59号)	4季各1回(施工期間中の濁水排水時)
水文環境	樹林の伐採、切土又は盛土、基礎工事、施設の設置工事	地下水位	予測の不確実性の補完 ^{注)}	現地調査地点の4地点(観測孔)	自記水位計による計測	工事着手の1年前から工事竣工まで連続的に監視
騒音及び超低周波音	樹林の伐採、切土又は盛土、仮設工事、基礎工事、施設の設置工事	騒音レベル(L _{A5})	予測の不確実性の補完 ^{注)}	敷地境界において騒音レベルが最大となる1地点	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」(平成27年10月環境省)等	施工期間において影響が最大となる時期の1日間
	資材又は機械の運搬	等価騒音レベル(L _{Aeq})	同上	現地調査地点のうち2地点	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」(平成27年10月環境省)等	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間
振動	樹林の伐採、切土又は盛土、仮設工事、基礎工事、施設の設置工事	振動レベル(L ₁₀)	予測の不確実性の補完 ^{注)}	敷地境界において騒音レベルが最大となる1地点	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」等	施工期間において影響が最大となる時期の1日間

注) 工事計画の具体化に伴う予測の不確実性の補完

表9.2.1(2) 工事の実施における事後調査の項目及び方法等

調査項目				調査方法等		
環境要素	活動要素	対象項目	選定理由	調査地点	調査方法	調査期間
振動	資材又は機械の運搬	振動レベル(L ₁₀)	同上	現地調査地点のうち2地点	「振動規制法施行規則」(昭和51年11月 総理府令第58号)等	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間
廃棄物	樹木の伐採、切土又は盛土、仮設工事、基礎工事及び施設の設置工事	建設廃棄物の発生量、排出量、再資源化量及び最終処分量	予測の不確実性の補完 ^{注)}	都市計画対象事業事業実施区域内	マニフェスト伝票等を整理・集計する方法	工事の実施期間中

注) 工事計画の具体化に伴う予測の不確実性の補完

表9.2.2 土地又は工作物の存在及び供用における事後調査の項目及び方法等

調査項目				調査方法等		
環境要素	活動要素	対象項目	選定理由	調査地点	調査方法	調査期間
大気質	ばい煙の発生	二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類	煙突排出ガスについて、環境保全措置の効果の確認	現地調査地点の5地点	表 9.2.3に示す方法	施設の稼働が定常となった時期から1年間(4季、各7日間)
水文環境	施設の存在等	地下水位	予測の不確実性の補完 ^{注)}	現地調査地点の4地点(観測井戸)	自記水位計による計測	供用開始から供用開始後1年まで連続的に監視
騒音及び超低周波音	騒音の発生	騒音レベル(L _{A5})	予測の不確実性の補完 ^{注)}	敷地境界において騒音レベルが最大となる1地点	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」(平成27年10月環境省)等	施設の稼働が定常となった時期の1日間
	超低周波音の発生	超低周波音(G特性音圧レベル(L _{G5} 等))	同上	予測地点の1地点	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月 環境庁)等	同上
振動	振動の発生	振動レベル(L ₁₀)	予測の不確実性の補完 ^{注)}	敷地境界において騒音レベルが最大となる1地点	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」等	同上
悪臭	悪臭の発生	特定悪臭物質、臭気指数(臭気濃度)、臭気強度	予測の不確実性の補完 ^{注)}	敷地境界の2地点(調査実施時の主風向の風上側及び風下側の地点)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月 環告第9号)、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月 環告第63号)に示される三点比較式臭袋法、「6段階臭気強度表示法」	施設の稼働が定常となった時期の夏季に1回及び休炉時(全炉停止時)の1回

注) 施設計画の具体化に伴う予測の不確実性の補完

表9.2.3 大気質現地調査方法

調査項目	調査方法
二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環告第25号)に定める方法
窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環告第38号)に定める方法
塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年 環境庁)に定める方法
水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成11年 環境庁大気保全局大気規制課)に準拠
ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境測定マニュアル」(平成20年3月 環境省)に定める方法